

# PD申請資格審査ガイドライン

研究機関移動に関する申請資格は、以下のとおりです。

	受入研究機関と学位を取得した研究機関が <b>異なる</b> 。	受入研究機関と学位を取得した研究機関が <b>同一である</b> 。
受入研究者と博士課程の指導教員が <b>異なる</b> 。	<b>申請資格有り</b>	<b>申請資格無し</b> ※1
受入研究者と博士課程の指導教員が <b>同一である</b> 。	<b>申請資格無し</b>	<b>申請資格無し</b>



※1 申請資格無しの場合、「特例措置希望理由書」を提出することができます。  
審査の結果、以下の事由に該当すると判定された場合のみ、特例措置が認められます。

1. 身体の障害、出産、育児等の理由により出身研究機関以外の研究機関で研究に従事することが難しい場合
2. 研究目的・内容及び研究計画等から研究に従事する研究機関として出身研究機関以外の研究機関を選定することが国内の研究機関における研究の現状において、極めて困難な場合

2.について、研究上必要と認められる場合には、一定期間、受入研究機関以外の研究機関(外国の研究機関を含む。)においても研究を行うことができるので、特定の研究機器や技術等の有無をもって研究機関の移動ができない理由とするのは、原則認められません。

**以下は、特例措置の事由に該当しないと判定された結果サンプルです。**  
**下線コメントにご注意のうえ、理由書を作成ください。**

1. 難病のため、特定の病院に通院する必要があることを理由としているが、採用期間の半分は海外でフィールドワークを行う計画になっており、説明が矛盾している。
2. 育児中であることは理由として妥当であると思われる。しかし、通勤圏内に同様の研究を行っている機関がいくつかあり、それ以外の選択肢がないことまでの説得性をもっていない。
3. 特殊なサンプルを用いる研究上の必要性が明確でない。説明があまりにも簡略で、判定情報が十分に得られない。
4. 図書館の利用を理由としているが、他機関に所属していても資料の閲覧は可能である。研究機関移動について十分検討したとは思われない。

※特例措置が認められるのは個別具体的なケースです。